

資料 1

令和 5 年 壱岐市議会定例会 1 2 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第54号関係

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 1

【第2条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 2

議案第55号関係

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表 3

【第2条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表 4

議案第56号関係

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表 5

【第2条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表 7

【第3条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表 9

【第4条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表 10

議案第57号関係

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表 11

【第2条関係】 壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表 12

議案第58号関係

壱岐市税条例新旧対照表 18

議案第59号関係

壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表 27

議案第60号関係

壱岐市へき地保育所設置条例新旧対照表 30

議案第 6 1 号関係

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例

【第 1 条関係】 壱岐市行政組織条例新旧対照表	3 1
【第 2 条関係】 壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表	3 2
【第 3 条関係】 壱岐市附属機関設置条例新旧対照表	3 3
【第 4 条関係】 壱岐市職員定数条例新旧対照表	3 5
【第 5 条関係】 壱岐市職員の定年等に関する条例新旧対照表	3 6
【第 6 条関係】 壱岐市債権管理条例新旧対照表	3 7
【第 7 条関係】 壱岐市特別会計条例新旧対照表	3 9
【第 8 条関係】 壱岐市漁業集落排水処理施設条例新旧対照表	4 0
【第 9 条関係】 壱岐市公共下水道条例新旧対照表	4 8
【第 1 0 条関係】 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例新旧対照表	5 6
【第 1 1 条関係】 壱岐市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表	5 8

議案第 6 2 号関係

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例新旧対照表	6 4
-------------------------	-----

議案第 6 3 号関係

壱岐市火災予防条例新旧対照表	6 5
----------------	-----

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第31条及び第32条 (略) (勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日</p>	<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第31条及び第32条 (略) (勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日</p>	

現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

以下 (略)

現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

以下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第31条及び第32条 (略) (勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日</p>	<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第31条及び第32条 (略) (勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日</p>	

現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

以下 (略)

現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

以下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																				
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="203 1121 1016 1362"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	376,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」</u>とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="1122 1121 1935 1362"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	
号給	給料月額																					
1	376,000円																					
2	422,000円																					
3	472,000円																					
4	533,000円																					
号給	給料月額																					
1	380,000円																					
2	427,000円																					
3	477,000円																					
4	539,000円																					

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第14条まで (略)</p> <p>(会計年度任用技能労務職員の給与)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員(次項において「会計年度任用技能労務職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当及び<u>期末手当</u></p> <p>(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当及び<u>期末手当</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第14条まで (略)</p> <p>(会計年度任用技能労務職員の給与)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員(次項において「会計年度任用技能労務職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—<u>第17条</u>）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（<u>第18条—第26条</u>）</p> <p>第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（<u>第27条・第28条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第29条—第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条及び第2条 （略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4条から第13条まで （略） （期末手当）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—<u>第18条</u>）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（<u>第19条—第28条</u>）</p> <p>第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（<u>第29条・第30条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第31条—第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条及び第2条 （略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4条から第13条まで （略） （期末手当）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇</p>	

月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第23条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 （略）

（特殊勤務手当）

第15条 （略）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 （略）

（給与の減額）

第17条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第18条 （略）

（時間外勤務に係る報酬）

第19条 （略）

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年

月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第24条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 （略）

（勤勉手当）

第15条 任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第33条の規定を準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定については、勤勉手当の算定について準用する。

（特殊勤務手当）

第16条 （略）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第17条 （略）

（給与の減額）

第18条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第19条 （略）

（時間外勤務に係る報酬）

第20条 （略）

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年

度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1)・(2) (略)

(夜間勤務に係る報酬)

度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1)・(2) (略)

(夜間勤務に係る報酬)

第20条 (略)

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第21条 第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(特殊勤務に係る報酬)

第22条 (略)

(期末手当)

第23条 任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の期末手当の支給については、給与条例第30条から第32条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第30条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び調整手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

第21条 (略)

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第22条 第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(特殊勤務に係る報酬)

第23条 (略)

(期末手当)

第24条 任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の期末手当の支給については、給与条例第30条から第32条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第30条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び調整手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(報酬の支給)

第24条 (略)

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第25条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に19を乗じた時間数を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して

2・3 (略)

(勤勉手当)

第25条 任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員

(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の勤勉手当の支給については、給与条例第33条の規定を準用する。この場合において、給与条例第33条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当及び調整手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定については、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の算定について準用する。

(報酬の支給)

第26条 (略)

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第27条 第20条及び第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に19を乗じた時間数を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第19条第2項の規定により計算して

<p>得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 <u>第18条第3項</u>の規定により計算して得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の減額)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>(公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p>(給与からの控除)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 <u>第19条第3項</u>の規定により計算して得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の減額)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>(公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>(給与からの控除)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>以下 (略)</p>	
--	--	--

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第34条の8まで (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第35条から第36条の3まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第34条の8まで (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第35条から第36条の3まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と</u></p>	

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき

異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき

事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の3の3から第37条まで (略)

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

第39条及び第40条 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

第42条及び第43条 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)で

事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の3の3から第37条まで (略)

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条及び第40条 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

第42条及び第43条 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)であ

ある場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に

る場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に

対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

第45条から第46条の5まで (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払

第45条から第46条の5まで (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支

を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第47条の3から第47条の5まで (略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用

払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

第47条の3から第47条の5まで (略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用

する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第48条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第15条の2まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもののみなす。

第48条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第15条の2まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の3から第16条まで (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

以下 (略)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の3から第16条まで (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

以下 (略)

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) 2 (略)</p>	<p>第1条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) 2 (略) <u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>)から<u>出産予定月の翌々月までの期間</u>(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう</u></p>	

ち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2から第24条の2まで（略）

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

第23条の2から第24条の2まで（略）

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

以下（略）

以下（略）

壱岐市へき地保育所設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																																				
<p>第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 へき地保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 へき地保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壱岐市立渡良保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町渡良南触422番地1</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立柳田保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立志原保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立初山保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町初山東触238番地3</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立沼津保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836番地3</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町大島526番地2</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所 長島分園</td> <td>壱岐市郷ノ浦町長島45番地</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所 原島分園</td> <td>壱岐市郷ノ浦町原島487番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	壱岐市立渡良保育所	壱岐市郷ノ浦町渡良南触422番地1	壱岐市立柳田保育所	壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1	壱岐市立志原保育所	壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2	壱岐市立初山保育所	壱岐市郷ノ浦町初山東触238番地3	壱岐市立沼津保育所	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836番地3	壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526番地2	壱岐市立三島保育所 長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島45番地	壱岐市立三島保育所 原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島487番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壱岐市立柳田保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立志原保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町大島526番地2</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所 長島分園</td> <td>壱岐市郷ノ浦町長島45番地</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所 原島分園</td> <td>壱岐市郷ノ浦町原島487番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			壱岐市立柳田保育所	壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1	壱岐市立志原保育所	壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2					壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526番地2	壱岐市立三島保育所 長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島45番地	壱岐市立三島保育所 原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島487番地2	
名称	位置																																					
壱岐市立渡良保育所	壱岐市郷ノ浦町渡良南触422番地1																																					
壱岐市立柳田保育所	壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1																																					
壱岐市立志原保育所	壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2																																					
壱岐市立初山保育所	壱岐市郷ノ浦町初山東触238番地3																																					
壱岐市立沼津保育所	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836番地3																																					
壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526番地2																																					
壱岐市立三島保育所 長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島45番地																																					
壱岐市立三島保育所 原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島487番地2																																					
名称	位置																																					
壱岐市立柳田保育所	壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1																																					
壱岐市立志原保育所	壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2																																					
壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526番地2																																					
壱岐市立三島保育所 長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島45番地																																					
壱岐市立三島保育所 原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島487番地2																																					
<p>以下 (略)</p>	<p>以下 (略)</p>																																					

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第1条関係】

壱岐市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する各組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、市長の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建設部</p> <p>ア 土木工事及び都市計画に関すること。</p> <p>イ 道路等の維持管理及び用地に関すること。</p> <p>ウ 市営住宅及び建築監理に関すること。</p> <p>エ <u>下水道及び漁業集落排水に関すること。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する各組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、市長の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建設部</p> <p>ア 土木工事及び都市計画に関すること。</p> <p>イ 道路等の維持管理及び用地に関すること。</p> <p>ウ 市営住宅及び建築監理に関すること。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第2条関係】

壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関、<u>水道事業管理者</u>、議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの及び同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関、<u>上下水道事業管理者</u>、議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの及び同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第3条関係】

壱岐市附属機関設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、本市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="203 839 1055 1437"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市嫦娥三島大橋架橋促進委員会</td> <td>(1) 市長の諮問に応じ、架橋についての意見を総合調整し、必要な調査審議をすること。 (2) 陳情等を行い、架橋の早期実現について促進すること。</td> </tr> <tr> <td>壱岐市公共下水道推進委員会</td> <td>壱岐市公共下水道の円滑な推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td>壱岐市漁業集落排水処理施設推進委員会</td> <td>壱岐市漁業集落排水処理施設の円滑な推進に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市嫦娥三島大橋架橋促進委員会	(1) 市長の諮問に応じ、架橋についての意見を総合調整し、必要な調査審議をすること。 (2) 陳情等を行い、架橋の早期実現について促進すること。	壱岐市公共下水道推進委員会	壱岐市公共下水道の円滑な推進に関すること。	壱岐市漁業集落排水処理施設推進委員会	壱岐市漁業集落排水処理施設の円滑な推進に関すること。	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定により、法律若しくはこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、本市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1122 839 1973 1437"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市嫦娥三島大橋架橋促進委員会</td> <td>(1) 市長の諮問に応じ、架橋についての意見を総合調整し、必要な調査審議をすること。 (2) 陳情等を行い、架橋の早期実現について促進すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市嫦娥三島大橋架橋促進委員会	(1) 市長の諮問に応じ、架橋についての意見を総合調整し、必要な調査審議をすること。 (2) 陳情等を行い、架橋の早期実現について促進すること。					
名称	担任する事務																					
(中略)	(中略)																					
壱岐市嫦娥三島大橋架橋促進委員会	(1) 市長の諮問に応じ、架橋についての意見を総合調整し、必要な調査審議をすること。 (2) 陳情等を行い、架橋の早期実現について促進すること。																					
壱岐市公共下水道推進委員会	壱岐市公共下水道の円滑な推進に関すること。																					
壱岐市漁業集落排水処理施設推進委員会	壱岐市漁業集落排水処理施設の円滑な推進に関すること。																					
名称	担任する事務																					
(中略)	(中略)																					
壱岐市嫦娥三島大橋架橋促進委員会	(1) 市長の諮問に応じ、架橋についての意見を総合調整し、必要な調査審議をすること。 (2) 陳情等を行い、架橋の早期実現について促進すること。																					

壱岐市営住宅 入居者選考委 員会	市営住宅入居希望者について、住宅に困窮して いる状況及び程度を審査すること。
(以下略)	(以下略)

イ 教育委員会の附属機関 (略)

壱岐市営住宅 入居者選考委 員会	市営住宅入居希望者について、住宅に困窮して いる状況及び程度を審査すること。
(以下略)	(以下略)

イ 教育委員会の附属機関 (略)

ウ 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の附属
機関

名称	担任する事務
壱岐市公共下 水道推進委員 会	壱岐市公共下水道の円滑な推進に関すること。
壱岐市漁業集 落排水処理施 設推進委員会	壱岐市漁業集落排水処理施設の円滑な推進に 関すること。

沓岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第4条関係】

沓岐市職員定数条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>347人</u></p> <p>ア 一般職員(イからカまでに掲げる職員を除く。) 276人</p> <p>イ <u>下水道事業職員 7人</u></p> <p>ウ 地域生活ホーム職員 2人</p> <p>エ 障害者地域活動支援センター 2人</p> <p>オ 市立老人ホーム職員 51人</p> <p>カ 三島航路事業職員 9人</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>水道事業の事務部局の職員 13人</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>340人</u></p> <p>ア 一般職員(イからオまでに掲げる職員を除く。) 276人</p> <p>イ 地域生活ホーム職員 2人</p> <p>ウ 障害者地域活動支援センター 2人</p> <p>エ 市立老人ホーム職員 51人</p> <p>オ 三島航路事業職員 9人</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 20人</u></p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第5条関係】

壱岐市職員の定年等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第10条第1項(壱岐市水道事業職員の給与に関する条例(令和元年壱岐市条例第18号)第3条において準用する場合を含む。)に規定する職とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第10条第1項(壱岐市上下水道事業職員の給与に関する条例(令和元年壱岐市条例第18号)第3条において準用する場合を含む。)に規定する職とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第6条関係】

壱岐市債権管理条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (他の法令等との関係)</p> <p>第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則等（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(市長の責務)</p> <p>第4条 市長は、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、市の債権の適正な管理及び事務の処理を行わなければならない。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上、市長が特に必要がないと認める債権については、この限りでない。</p> <p>(債務者に関する情報)</p> <p>第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行されない場合において、第8条から第14条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例若しくはこれらに基づく規則の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として必要と認めるときは、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (他の法令等との関係)</p> <p>第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則等（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。<u>以下同じ。</u>）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(市長の責務)</p> <p>第4条 市長は、法令又は条例若しくは<u>規則等</u>の定めるところにより、市の債権の適正な管理及び事務の処理を行わなければならない。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、<u>規則等</u>で定めるところにより台帳を整備するものとする。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上、市長が特に必要がないと認める債権については、この限りでない。</p> <p>(債務者に関する情報)</p> <p>第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行されない場合において、第8条から第14条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例若しくはこれらに基づく<u>規則等</u>の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として必要と認めるときは、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が</p>	

行った措置等の情報を実施機関（壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年壱岐市条例第2号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は他の実施機関から収集することができる。

2～4 （略）

第7条から第13条まで （略）

（債権の放棄）

第14条 （略）

2 市長は、前項の規定により放棄した非強制徴収債権について、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以下 （略）

行った措置等の情報を実施機関（壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年壱岐市条例第2号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は他の実施機関から収集することができる。

2～4 （略）

第7条から第13条まで （略）

（債権の放棄）

第14条 （略）

2 市長は、前項の規定により放棄した非強制徴収債権について、規則等で定めるところにより議会に報告しなければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

以下 （略）

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第7条関係】

壱岐市特別会計条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 壱岐市下水道事業特別会計 下水道事業</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市漁業集落排水処理施設条例 新旧対照表

現行	改正案	備考								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、漁業集落の健全な発展及び公衆衛生の向上に資するため、壱岐市が設置する漁業集落排水処理施設の<u>設置及び管理</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>漁業集落排水処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="203 651 1055 986"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恵美須地区漁業集落排水処理施設</td> <td>壱岐市芦辺町瀬戸浦恵美須地区内</td> </tr> <tr> <td>山崎地区漁業集落排水処理施設</td> <td>壱岐市石田町山崎地区内</td> </tr> <tr> <td>瀬戸・芦辺地区集落排水処理施設</td> <td>壱岐市芦辺町瀬戸・芦辺地区内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 使用月 排水処理施設使用料徴収の便宜上区分されたおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は<u>規則</u>で定める。</p> <p>(処理区域)</p>	名称	位置	恵美須地区漁業集落排水処理施設	壱岐市芦辺町瀬戸浦恵美須地区内	山崎地区漁業集落排水処理施設	壱岐市石田町山崎地区内	瀬戸・芦辺地区集落排水処理施設	壱岐市芦辺町瀬戸・芦辺地区内	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、漁業集落の健全な発展及び公衆衛生の向上に資するため、壱岐市が設置する漁業集落排水処理施設の<u>管理</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 使用月 排水処理施設使用料徴収の便宜上区分されたおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>が定める。</p> <p>(処理区域)</p>	
名称	位置									
恵美須地区漁業集落排水処理施設	壱岐市芦辺町瀬戸浦恵美須地区内									
山崎地区漁業集落排水処理施設	壱岐市石田町山崎地区内									
瀬戸・芦辺地区集落排水処理施設	壱岐市芦辺町瀬戸・芦辺地区内									

第4条 市長は、排水処理施設により汚水を排除することができる区域（以下「処理区域」という。）を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定により処理区域を定めたときは、その旨を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

（排水設備の設置）

第5条 処理区域内に建築物を所有する者（建築物の敷地でない土地に排水設備を必要とする土地の所有者を含む。）は、前条第2項の規定による告示がなされたときは、遅滞なく排水設備を設置するよう努めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（排水設備の接続方法及び内径等）

第6条 （略）

（排水設備等の計画の確認）

第7条 排水設備の新設、増設又は改築（以下これらを「排水設備等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項における申請の内容を変更しようとするときは、市長に届け出て、その確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼす恐れのない変更にあつては、あらかじめその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の実施）

第8条 （略）

（排水設備等の工事の検査）

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け

第3条 管理者は、排水処理施設により汚水を排除することができる区域（以下「処理区域」という。）を定めなければならない。

2 管理者は、前項の規定により処理区域を定めたときは、その旨を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

（排水設備の設置）

第4条 処理区域内に建築物を所有する者（建築物の敷地でない土地に排水設備を必要とする土地の所有者を含む。）は、前条第2項の規定による告示がなされたときは、遅滞なく排水設備を設置するよう努めなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（排水設備の接続方法及び内径等）

第5条 （略）

（排水設備等の計画の確認）

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下これらを「排水設備等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項における申請の内容を変更しようとするときは、管理者に届け出て、その確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼす恐れのない変更にあつては、あらかじめその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の実施）

第7条 （略）

（排水設備等の工事の検査）

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届

出て、市の職員の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより検査済証を交付するものとする。

(除害施設の設置等)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル未満であるものには適用しない。

5 第1項及び第3項の規定により除害施設の設置又は必要な措置をしようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長にその計画を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第11条 (略)

(水質管理責任者制度)

第12条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(排除の停止又は制限)

第13条 市長は、排水処理施設への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認

けて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理者が定めるところにより検査済証を交付するものとする。

(除害施設の設置等)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、管理者が定めるものについては、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル未満であるものには適用しない。

5 第1項及び第3項の規定により除害施設の設置又は必要な措置をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者にその計画を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第10条 (略)

(水質管理責任者制度)

第11条 除害施設又は特定施設を設置した者は、管理者が定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(排除の停止又は制限)

第12条 管理者は、排水処理施設への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると

めるとき。

(使用開始等の届出)

第14条 使用者が排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第15条 市長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、納入通知書又は口座振替通知書が発行された月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため排水処理施設を使用する場合、その他排水処理施設を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から排水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要があると認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第16条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、壱岐市水道事業給水条例(平成16年壱岐市条例第212号)第16条に規定する使用水量により算出する。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同

認めるとき。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者が排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第14条 管理者は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、納入通知書又は口座振替通知書が発行された月の末日までに納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため排水処理施設を使用する場合、その他排水処理施設を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から排水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要があると認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第15条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、壱岐市水道事業給水条例(平成16年壱岐市条例第212号)第16条に規定する使用水量により算出する。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同

で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、その使用月に排水処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申請書を、その使用月の末日から起算して5日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申請書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3・4 (略)

(資料の提出)

第17条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第18条 市長は、排水処理施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第19条 下水道条例第22条の規定する行為の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。許

で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者が定めるところにより、その使用月に排水処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申請書を、その使用月の末日から起算して5日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申請書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3・4 (略)

(資料の提出)

第16条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第17条 管理者は、排水処理施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第18条 下水道条例第22条の規定する行為の許可を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して、管理者に提出しなければならない。

可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(許可を必要としない軽微な変更)

第20条 (略)

(占用)

第21条 排水処理施設の敷地又は排水処理施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して排水処理施設の敷地又は排水処理施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について下水道条例第24条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市長は、前項の規定により占用の許可をしたときは、その許可を受けた者から占用料を徴収する。

3 (略)

(原状回復)

第22条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、排水処理施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(手数料)

第23条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の

許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(許可を必要としない軽微な変更)

第19条 (略)

(占用)

第20条 排水処理施設の敷地又は排水処理施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して排水処理施設の敷地又は排水処理施設を占用しようとする者は、管理者が定めるところにより申請書を提出して、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について下水道条例第24条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 管理者は、前項の規定により占用の許可をしたときは、その許可を受けた者から占用料を徴収する。

3 (略)

(原状回復)

第21条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、排水処理施設を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(手数料)

第22条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務

申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(使用料等の減免)

第24条 市長は、公益上その他特別な事情があると認めるときは、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

(汚泥肥料の利用)

第25条 (略)

2 前項の汚泥肥料の販売手数料は、別表第2に定めるものとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、手数料を免除することができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) (略)
- (4) 第10条第1項及び第3項の規定に違反した者
- (5) 第10条第5項の規定による届出を怠った者
- (6) 第17条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第18条に規定する命令に違反した者
- (8) 第22条第2項の規定による指示に従わなかった者

の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(使用料等の減免)

第23条 管理者は、公益上その他特別な事情があると認めるときは、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

(汚泥肥料の利用)

第24条 (略)

2 前項の汚泥肥料の販売手数料は、別表第2に定めるものとする。ただし、管理者が特別の事由があると認める場合は、手数料を免除することができる。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) (略)
- (4) 第9条第1項及び第3項の規定に違反した者
- (5) 第9条第5項の規定による届出を怠った者
- (6) 第16条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第17条に規定する命令に違反した者
- (8) 第21条第2項の規定による指示に従わなかった者

(9) 第7条第1項、第19条の規定による申請書又は図書、第7条第2項本文、第10条第5項、第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申請書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第28条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第16条関係)

(略)

別表第2 (第25条関係)

(略)

以 下 (略)

(9) 第6条第1項、第18条の規定による申請書又は図書、第6条第2項本文、第9条第5項、第13条の規定による届出書、第15条第2項第3号の規定による申請書又は第16条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第27条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第15条関係)

(略)

別表第2 (第24条関係)

(略)

以 下 (略)

沓崎市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第9条関係】

沓崎市公共下水道条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(排水設備の設置)</p> <p>第3条 排水設備を設置すべき者は、供用が開始されたときは、供用が開始された日から遅滞なく、当該排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により、その期間の延長について<u>市長</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共柵等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則</u>で定めるものによること。</p> <p>(3) 排水管の内径は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「管理者」という。)が定める。</p> <p>(排水設備の設置)</p> <p>第3条 排水設備を設置すべき者は、供用が開始されたときは、供用が開始された日から遅滞なく、当該排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により、その期間の延長について<u>管理者</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共柵等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>管理者</u>が定めるものによること。</p> <p>(3) 排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合</p>	

除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位：人)	排水管の内径 (単位：ミリメートル)
(略)	(略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項における申請の内容を変更しようとするときは、市長に届け出て、その確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

2 指定工事店に関し必要な事項は、壱岐市下水道排水設備指定工事店規則（平成16年壱岐市規則第122号）で定める。

を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位：人)	排水管の内径 (単位：ミリメートル)
(略)	(略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項における申請の内容を変更しようとするときは、管理者に届け出て、その確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

2 指定工事店に関し必要な事項は、壱岐市下水道排水設備指定工事店規程（令和6年壱岐市上下水道事業管理規程第 号）で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、市の職員の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

第8条 (略)

(除害施設の設置等)

第8条の2 (略)

2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。

第8条の3 前2条の規定により除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

第9条 (略)

(水質管理責任者制度)

第10条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(排除の停止又は制限)

第11条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、市の職員の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理者が定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

第8条 (略)

(除害施設の設置等)

第8条の2 (略)

2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、管理者が定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。

第8条の3 前2条の規定により除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

第9条 (略)

(水質管理責任者制度)

第10条 除害施設又は特定施設を設置した者は、管理者が定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(排除の停止又は制限)

第11条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 (略)

(使用料の徴収)

第13条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、納入通知書又は口座振替の発行された月の末日までに納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要があると認めたとときに行う。

(使用料の算定方法)

第14条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 (略)

(使用料の徴収)

第13条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、納入通知書又は口座振替の発行された月の末日までに納めなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要があると認めたとときに行う。

(使用料の算定方法)

第14条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、壱岐市水道事業給水条例（平成16年壱岐市条例第212号）第16条に規定する使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3・4 (略)

(資料の提出)

第15条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第16条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第18条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支

(1) 水道水を排除した場合は、壱岐市水道事業給水条例（平成16年壱岐市条例第212号）第16条に規定する使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者が定めるところにより、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3・4 (略)

(資料の提出)

第15条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第16条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第18条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支

障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第17条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) (略)

(処理施設の構造の基準)

第18条 第16条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

第19条 (略)

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第20条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) (略)

障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第17条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) (略)

(処理施設の構造の基準)

第18条 第16条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずるものとする。

第19条 (略)

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第20条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

(改善命令)

第21条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(許可を要しない軽微な変更)

第23条 (略)

(占用)

第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市長は、前項の規定による許可を受けた者から占用料を徴収する。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずるものとする。

(改善命令)

第21条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類(許可を要しない軽微な変更)

第23条 (略)

(占用)

第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、管理者が定めるところにより、申請書を提出して、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 管理者は、前項の規定による許可を受けた者から占用料を徴収する。

3 (略)

(原状回復)

第25条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(手数料)

第26条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(使用料等の減免)

第27条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は占有料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以下 (略)

3 (略)

(原状回復)

第25条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(手数料)

第26条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(使用料等の減免)

第27条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は占有料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

以下 (略)

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第10条関係】

壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (許可基準)</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は区域外流入の許可をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略) (許可申請)</p> <p>第4条 区域外流入をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積及びその他の規則で定める事項を申告し、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申告が事実と異なると認めるときは、申請者に訂正を求めるものとする。ただし、当該事実と異なる内容が軽微なものであるとき、又は申請者が訂正に応じないときは、市長は自ら当該申告を訂正することができる。 (受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第5条 前条の許可の日以降、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。 (竣工後の取扱い)</p> <p>第6条 受益者は、下水道施設及び排水設備が竣工した後は、竣工検査を受け、市長が認めた下水道施設を市へ寄附するものとする。</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (許可基準)</p> <p>第3条 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)は、次の各号のいずれにも該当する場合は区域外流入の許可をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略) (許可申請)</p> <p>第4条 区域外流入をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積及びその他の<u>管理者が</u>定める事項を申告し、<u>管理者の</u>許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>管理者は</u>、前項の規定による申告が事実と異なると認めるときは、申請者に訂正を求めるものとする。ただし、当該事実と異なる内容が軽微なものであるとき、又は申請者が訂正に応じないときは、<u>管理者は</u>自ら当該申告を訂正することができる。 (受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第5条 前条の許可の日以降、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者に</u>届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。 (竣工後の取扱い)</p> <p>第6条 受益者は、下水道施設及び排水設備が竣工した後は、竣工検査を受け、<u>管理者が</u>認めた下水道施設を市へ寄附するものとする。</p>	

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以下 (略)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

以下 (略)

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例【第11条関係】

壱岐市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考								
<p><u>壱岐市水道事業の設置等に関する条例</u> (水道事業の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>水道事業の名称及び給水区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="181 1121 1059 1457"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郷ノ浦地区水道</td> <td>壱岐市郷ノ浦町(郷ノ浦、本村触、東触、庄触、片原触、永田触、坪触、麦谷触、渡良東触、渡良西触、渡良南触、渡良浦、大島、長島、原島、田中触のうち字古城及び大谷(東触、片原触及び永田触は、志原初山地区水道の給水区域を除く。))の一部</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	郷ノ浦地区水道	壱岐市郷ノ浦町(郷ノ浦、本村触、東触、庄触、片原触、永田触、坪触、麦谷触、渡良東触、渡良西触、渡良南触、渡良浦、大島、長島、原島、田中触のうち字古城及び大谷(東触、片原触及び永田触は、志原初山地区水道の給水区域を除く。))の一部	<p><u>壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u> (設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 <u>都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。</u> <u>(法の全部適用)</u></p> <p>第1条の2 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>水道事業の名称及び給水区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 1169 2000 1457"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郷ノ浦地区水道</td> <td>壱岐市郷ノ浦町(郷ノ浦、本村触、東触、庄触、片原触、永田触、坪触、麦谷触、渡良東触、渡良西触、渡良南触、渡良浦、大島、長島、原島、田中触のうち字古城及び大谷(東触、片原触及び永田触は、志原初山地区水道</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	郷ノ浦地区水道	壱岐市郷ノ浦町(郷ノ浦、本村触、東触、庄触、片原触、永田触、坪触、麦谷触、渡良東触、渡良西触、渡良南触、渡良浦、大島、長島、原島、田中触のうち字古城及び大谷(東触、片原触及び永田触は、志原初山地区水道	
名称	給水区域									
郷ノ浦地区水道	壱岐市郷ノ浦町(郷ノ浦、本村触、東触、庄触、片原触、永田触、坪触、麦谷触、渡良東触、渡良西触、渡良南触、渡良浦、大島、長島、原島、田中触のうち字古城及び大谷(東触、片原触及び永田触は、志原初山地区水道の給水区域を除く。))の一部									
名称	給水区域									
郷ノ浦地区水道	壱岐市郷ノ浦町(郷ノ浦、本村触、東触、庄触、片原触、永田触、坪触、麦谷触、渡良東触、渡良西触、渡良南触、渡良浦、大島、長島、原島、田中触のうち字古城及び大谷(東触、片原触及び永田触は、志原初山地区水道									

志原初山地区水道	壱岐市郷ノ浦町(平人触、釘山触、志原南触、志原西触、大原触、初山東触、初山西触、若松触、物部本村触(沼津柳田地区水道の給水区域を除く。)、東触、永田触及び片原触(東触、永田触及び片原触は、郷ノ浦地区水道の給水区域を除く。))の一部
沼津柳田地区水道	壱岐市郷ノ浦町(長峰本村触、長峰東触、有安触、里触、新田触、小牧東触、小牧西触、物部本村触(志原初山地区水道の給水区域を除く。)、田中触(字古城及び大谷を除く。)、木田触、柳田触、牛方触、半城本村触及び大浦触)の一部
勝本浦地区水道	壱岐市勝本町(勝本浦、東触、仲触、西戸触、大久保触及び坂本触(東触、仲触、西戸触、大久保触及び坂本触は、湯本浦地区水道の給水区域を除く。))の一部
湯本浦地区水道	壱岐市勝本町(東触、仲触、西戸触、大久保触、坂本触(勝本浦地区水道の給水区域を除く。)、北触、新城東触、片山触、新城西触、立石西触、立石南触、立石仲触、立石東触、百合畑触、布気触、上場触、湯本浦、本宮仲触、本宮西触、本宮東触、本宮南触)の一部
芦辺地区水道	壱岐市芦辺町(瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎中山触、芦辺浦、諸吉大石触、諸吉東触、中野郷東触)の一部
箱崎国分地区水道	壱岐市芦辺町(箱崎釘ノ尾触、箱崎谷江触、箱崎本村触、箱崎江角触、箱崎諸津触、箱崎大左右触、箱崎中山触、国分当田触、国分本

	の給水区域を除く。))の一部
志原初山地区水道	壱岐市郷ノ浦町(平人触、釘山触、志原南触、志原西触、大原触、初山東触、初山西触、若松触、物部本村触(沼津柳田地区水道の給水区域を除く。)、東触、永田触及び片原触(東触、永田触及び片原触は、郷ノ浦地区水道の給水区域を除く。))の一部
沼津柳田地区水道	壱岐市郷ノ浦町(長峰本村触、長峰東触、有安触、里触、新田触、小牧東触、小牧西触、物部本村触(志原初山地区水道の給水区域を除く。)、田中触(字古城及び大谷を除く。)、木田触、柳田触、牛方触、半城本村触及び大浦触)の一部
勝本浦地区水道	壱岐市勝本町(勝本浦、東触、仲触、西戸触、大久保触及び坂本触(東触、仲触、西戸触、大久保触及び坂本触は、湯本浦地区水道の給水区域を除く。))の一部
湯本浦地区水道	壱岐市勝本町(東触、仲触、西戸触、大久保触、坂本触(勝本浦地区水道の給水区域を除く。)、北触、新城東触、片山触、新城西触、立石西触、立石南触、立石仲触、立石東触、百合畑触、布気触、上場触、湯本浦、本宮仲触、本宮西触、本宮東触、本宮南触)の一部
芦辺地区水道	壱岐市芦辺町(瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎中山触、芦辺浦、諸吉大石触、諸吉東触、中野郷東触)の一部
箱崎国分地区水道	壱岐市芦辺町(箱崎釘ノ尾触、箱崎谷江触、箱崎本村触、箱崎江角触、箱崎諸津触、箱崎

	村触) の一部
深江住吉地区水道	壱岐市芦辺町(深江東触、深江本村触、深江南触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触、湯岳本村触、湯岳今坂触、湯岳興触、中野郷西触、中野郷本村触、中野郷東触、中野郷仲触、国分東触、国分本村触、国分川迎触、住吉東触、住吉山信触、住吉前触、住吉後触、諸吉仲触、諸吉二亦触) の一部
八幡諸吉地区水道	壱岐市芦辺町(芦辺浦、諸吉本村触、諸吉東触、諸吉南触、諸吉仲触、諸吉二亦触) の一部
石田地区水道	壱岐市石田町(本村触、南触、石田西触、石田東触、印通寺浦、池田西触、池田仲触、池田東触、筒城西触、山崎触、筒城仲触、筒城東触、久喜触、湯岳興触、湯岳射手吉触) の一部

3 水道事業の給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

水道名	給水人口	1日最大給水量
壱岐市水道事業	37,150人	17,829立方メートル

	大左右触、箱崎中山触、国分当田触、国分本村触) の一部
深江住吉地区水道	壱岐市芦辺町(深江東触、深江本村触、深江南触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触、湯岳本村触、湯岳今坂触、湯岳興触、中野郷西触、中野郷本村触、中野郷東触、中野郷仲触、国分東触、国分本村触、国分川迎触、住吉東触、住吉山信触、住吉前触、住吉後触、諸吉仲触、諸吉二亦触) の一部
八幡諸吉地区水道	壱岐市芦辺町(芦辺浦、諸吉本村触、諸吉東触、諸吉南触、諸吉仲触、諸吉二亦触) の一部
石田地区水道	壱岐市石田町(本村触、南触、石田西触、石田東触、印通寺浦、池田西触、池田仲触、池田東触、筒城西触、山崎触、筒城仲触、筒城東触、久喜触、湯岳興触、湯岳射手吉触) の一部

(2) 水道事業の給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

水道名	給水人口	1日最大給水量
壱岐市水道事業	37,150人	17,829立方メートル

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業の名称及び排水区域は、次のとおりとする。

名称	排水区域
北部処理区	壱岐市郷ノ浦町(本村触、庄触、東触、片原触、郷ノ浦、志原西触) の一部
中央処理区	壱岐市郷ノ浦町(本村触、庄触、永田触、東

触、片原触、郷ノ浦、田中触、半城本村触、志原西触)の一部

(2) 公共下水道事業の排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

排水区域面積	排水人口	1日最大処理能力
186.87ヘクタール	5,500人	1,640立方メートル

4 漁業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 漁業集落排水事業における施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵美須地区漁業集落排水処理施設	壱岐市芦辺町瀬戸浦恵美須地区内
山崎地区漁業集落排水処理施設	壱岐市石田町山崎地区内
瀬戸・芦辺地区集落排水処理施設	壱岐市芦辺町瀬戸・芦辺地区内

(2) 漁業集落排水事業の処理区域、処理区域面積、処理人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

処理区域	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力
恵美須地区	7.66ヘクタール	310人	90立方メートル
山崎地区	7.00ヘクタール	310人	90立方メートル
瀬戸・芦辺地区	84.11ヘクタール	3,710人	610立方メートル

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」

(組織)

第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下

という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 前項の規定により、水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の有する権限は、法第8条第2項の規定により市長が行うものとする。

3 (略)
(利益の処分)

第4条 水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の全部又は一部を減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金に積み立てることができる。

2・3 (略)

第5条 (略)
(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得な

水道事業に管理者を置かないものとする。

2 前項の規定により、水道事業及び下水道事業の管理者の有する権限は、法第8条第2項の規定により市長(以下「管理者」という。)が行うものとする。

3 (略)
(利益の処分)

第4条 上下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の全部又は一部を減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金に積み立てることができる。

2・3 (略)

第5条 (略)
(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を

ければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

以下 (略)

得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを市長に提出しなければならない。

以下 (略)

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p style="text-align: center;"><u>壱岐市水道事業職員の給与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、<u>水道事業職員の給与</u>に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>水道事業職員</u>の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される<u>水道事業職員</u>の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される<u>水道事業職員</u> 給料、通勤手当、時間外勤務手当及び<u>期末手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される<u>水道事業職員</u> 給料、通勤手当、時間外勤務手当及び<u>期末手当</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>壱岐市上下水道事業職員の給与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、<u>上下水道事業職員の給与</u>に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>上下水道事業職員</u>の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される<u>上下水道事業職員</u>の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される<u>上下水道事業職員</u> 給料、通勤手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される<u>上下水道事業職員</u> 給料、通勤手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第10条の2まで (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車)をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第10条の2まで (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの</p>	

を除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (3) (略)
- (4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (5) (略)
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (8)～(10) (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

を除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。
- (3) (略)
- (4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (5) (略)
- (6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。
- (8)～(10) (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにおいて、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ～ニ (略)

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにおいて、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。）について次に掲げる措置を講ずること。

イ～ニ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限り

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

第14条及び第15条 (略)
(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第17条から第22条の2まで (略)
(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

でない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

第14条及び第15条 (略)
(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第17条から第22条の2まで (略)
(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

第24条から第43条まで (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

第45条から第50条まで (略)

附 則 (略)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

第24条から第28条まで (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

第45条から第50条まで (略)

附 則

別表第1及び別表第2 (略)
別表第3 (第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (cm)					
					入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考
(中略)					(中略)					
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	1 4kW 以下	1 0	1 5 注	1 5	1 5 注	注： 機器 本体 上方 の側 方又 は後 方の 離隔 距離 を示 す。
				据置型レン ジ	2 1kW 以下	1 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	
				不 燃	開 放 式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット	1 4kW 以下	8 0	0	

別表第1及び別表第2 (略)
別表第3 (第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (cm)					
					入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考
(中略)					(中略)					
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	1 4kW 以下	1 0	1 5 注	1 5	1 5 注	注： 機器 本体 上方 の側 方又 は後 方の 離隔 距離 を示 す。
				据置型レン ジ	2 1kW 以下	1 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	
				不 燃	開 放 式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット	1 4kW 以下	8 0	0	

										型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ					
										据置型レン ジ	2 1 kW 以下	8 0	0	—	0

										型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ					
										据置型レン ジ	2 1 kW 以下	8 0	0	—	0
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭火焼き器	—	<u>1</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>						
	不 燃	木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭火焼き器	—	<u>8</u> <u>0</u>	<u>3</u> <u>0</u>	—	<u>3</u> <u>0</u>							

上記に分類 されないもの	使用温度が 800℃以 上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
	使用温度が 300℃以 上800℃ 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0
	使用温度が 300℃未 満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0
(以下略)			(以下略)			

別表第4から別表第6まで (略)
別表第7

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の 表示		記号は黒、斜めの帯 及び枠は赤、地は白
火気厳禁である 旨の表示		記号は黒、斜めの帯 及び枠は赤、地は白

上記に分類 されないもの	使用温度が 800℃以 上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
	使用温度が 300℃以 上800℃ 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0
	使用温度が 300℃未 満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0
(以下略)			(以下略)			

別表第4から別表第6まで (略)
別表第7 削除

喫煙所である旨
の表示



記号は黒、地は白

以下 (略)

以下 (略)

令和5年度12月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 12月補正予算の主要事業	2~7
3. 繰越明許費	8~9



高崎市

令和5年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		24,916,459	162,745	25,079,204	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,502,524	39,527	3,542,051
		診療施設勘定	49,989		49,989
		計	3,552,513	39,527	3,592,040
	後期高齢者医療事業特別会計		393,978	6,800	400,778
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,804,045	6,516	3,810,561
		介護サービス事業勘定	33,639	1,056	34,695
		計	3,837,684	7,572	3,845,256
	下水道事業特別会計		463,872	589	464,461
	三島航路事業特別会計		124,268	1,314	125,582
	農業機械銀行特別会計		161,919		161,919
合計		8,534,234	55,802	8,590,036	
一般会計、特別会計の合計		33,450,693	218,547	33,669,240	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	748,970		748,970
	収益的支出	903,245	△6,407	896,838
	資本的収入	309,148		309,148
	資本的支出	477,754		477,754

令和5年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 議会費 1 議会費 1 議会費	議会運営費	113,480	471	113,951	0	0	0	0	471	●事業の背景・目的等 現在、傍聴席側にスピーカーがなく発言者の声の不鮮明で聞き取りにくい状況であるため、新たにスピーカーを増設し明瞭度の高いクリアな音声を確保することで、議場設備の環境改善を図るとともに市民に開かれた議会運営に努める。 ●事業内容 ・議会中継システム音響設備改修工事（スピーカー増設）一式	議会事務局 P18～19
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	移住・定住促進プロジェクト事業	41,600	2,167	43,767	0	0	0	0	2,167	●事業の背景・目的等 市民の島外への通勤及び通学を支援するため、香城市発着の船舶及び飛行機の利用にかかる交通費を助成することにより、定住人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来のUターンを促進し地域の活性化を図る。 ●事業内容 <島外通勤・通学者交通費助成金> 今年度の新規認定者も多く、交付対象者が当初見込から増加しているため、追加補正する。 当初：30人（通勤28人、通学2人） 見込：46人（通勤38人、通学8人）	政策企画課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	新型コロナウイルス感染症対応事業費（総務課）	35,750	4,835	40,585	4,835	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 燃料費高騰の長期化による経費増加の影響を受けながらも、市民の日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして事業を継続している公共交通事業者に対し、支援金を支給し公共交通の維持を図る。 ●事業内容 <公共交通事業者継続緊急支援事業> ①香統交通株式会社 100千円×19台＝1,900千円 ②香城市内タクシー事業者 20千円×38台＝760千円 ③香岐・対馬フェリー株式会社 2,175千円×1隻＝2,175千円	総務課 P20～21
	新型コロナウイルス感染症対応事業費（商工振興課）	0	6,510	6,510	6,510	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 燃料費高騰の長期化による経費増加の影響を受けながらも、市民生活に欠かすことのできない生活物資の輸送など重要な役割を担っている貨物運送事業者等に対し、支援金を支給することで安定した市民生活の確保へつなげる。 ●事業内容 <生活物資等運送支援事業> ○貨物運送事業者 ①普通自動車（排気量2000cc超）・けん引自動車：40千円/台×140台 ②小型自動車（排気量2000cc以下）：20千円/台×20台 ③軽自動車（排気量660cc以下）：10千円/台×40台 ○自動車運転代行業者 ①伴走自動車：10千円/台×10台 ○事務費（搬込手数料）：10千円 ※補助金は対象車両等の保有数によって支給。	商工振興課 P20～21

令和5年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ		
					特定財源						一般財源	
					国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	22,990	2,468	25,458	2,468	0	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 住民基本台帳法等の一部改正に基づく振り仮名対応に係る戸籍附票システム及び住民記録システムの改修を実施する。 また、マイナンバーカードの普及推進のため、施設入所者や要介護等で交付申請が難しい市民の申請サポート又は代理交付で交付を受けることを行う施設や支援団体等に対して補助金を交付することで、マイナンバーカードの取得推進を図る。</p> <p>●事業内容 ①戸籍附票システム及び住民記録システム改修業務 一式 2,068千円 ②マイナンバーカード交付事務費補助金 ○補助額：交付申請者1人あたり上限2千円 ○対象：交付申請をサポートする施設・支援団体等 ○予算額：400千円(2千円×200人) 報償費</p>	市民福祉課 P22～23
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	保健衛生総務費	35,833	▲ 5,651	30,182	0	0	0	0	▲ 5,651	<p>●事業の背景・目的等 食に関する事業、献血に関する事業、各種衛生団体に関する事業のほか、保健衛生に関する事業を実施し、市民の健康の保持・増進、生活の安全の確保を図る。</p> <p>●事業内容 地方公共団体情報システムの標準化に基づき「健康管理システムの標準化」に伴う調査業務を実施する予定としていたが、現時点で標準化の仕様が一部固まっておらず、また、次期システム移行に際して標準化へ対応したシステム開発も進められてきている状況である。 よって、現況を踏まえ、効率的・経済的にシステムの標準化が行えるよう次年度以降に再調整することとし、現計予算を減額する。</p> <p>○システム整備業務一式 ▲5,651千円</p>	健康増進課 P32～33	
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	838	3,412	4,250	0	2,624	0	0	788	<p>●事業の背景・目的等 第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき「次代につなげる活力ある農林業の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援する。</p> <p>●事業内容 <ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業> (機械設備導入に対する支援) ○補助対象：生産組合1件 ○補助対象事業費：7,873千円 ○負担割合：県1/3、市1/10 ○市事業費：3,412千円(7,873千円×1/3(県)・1/10(市))</p>	農林課 P34～35	
	農地中間管理費	6,764	829	7,593	0	829	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による割合を踏まえ、将来の地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援するとともに、その実現のため、目標地図に位置付けられた者等が行う地域の創意を生かした計画的な地域農業の継承の取組、経営体の経営改善、集落農業の活性化を支援する。</p> <p>●事業内容 農地中間管理機構(農地バンク)を活用し、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し協力を支給するもので、当初予定よりも集積・集約化が進んだことにより協力を増額する。</p> <p>①地域集積協礼金：34千円/10a(補助率：国10/10) 集積予定面積 659a ②集約化奨励金：30千円/10a(補助率：国10/10) 集積予定面積 596a ※ 現計予算との差額を今回追加補正</p>	農林課 P34～35	

令和5年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	農村整備費	61,900	8,787	70,687	0	0	8,700	0	87	●事業の背景・目的等 本箇所は、芦辺町猪崎町ノ尾地区と箱崎大左右地区の大型圃場を連絡している農業用排水管で、経年による腐食の進行により排水機能不全に陥っており、令和4年度から改修工事を実施している。 工事を進める中で、新たに改修が必要な箇所が確認されたため、追加工事を実施し排水機能の改善を図るとともに農地保全に努める。 ●事業内容 大左右地区排水路改修工事 暗渠排水管 L=160.0m → 完成予定L=172.0m	農林課 P36~37
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	漁港管理費	44,506	▲ 942	43,564	0	0	▲ 3,200	0	2,258	●事業の背景・目的等 漁港施設の維持管理・環境管理を実施するとともに、県営漁港事業（地元負担金）により、漁港施設利用者の安全性・利便性の確保を図る。 ●事業内容 ①漁港施設（水銀灯・航路灯）修繕一式 2,000千円 →老朽化等による修繕箇所が増大に伴う増額 ②県営漁港事業負担金 △2,942千円 →県の計画変更等に伴う減額	水産課 P36~37
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	商工振興費	78,622	1,320	79,942	0	0	0	0	1,320	●事業の背景・目的等 <企業立地促進事業> 企業立地を促進することにより雇用機会の増大と地域経済の活性化を図る。 ○要件：新設または増設の日から1年以内に15人以上の雇用 ①人材育成奨励費：新規雇用者数×20千円/月、3年間 ②事業所賃借料：実支出額の1/2、月額上限200千円、3年間 ③設備補助：改築費 5千円×改築面積又は実額の少ない方 設備費 減価償却の対象となる備品の購入額×15/100×3年間 ④社用車リース料：リース料の1/2、1台限り月額10千円、3年間 ⑤住居賃借料：賃料の1/2、月額50千円/軒かつ12月を限度 (上限1,200千円、1年間) ●事業内容 積極的な雇用機会の増大が進められた結果、新規雇用者数が当初計画を上回る状況であるため、追加補正し地域経済の活性化を図る。 ①人材育成奨励費（企業立地促進事業補助金）1,320千円増 当初雇用予定）25人 → 現状）35人	商工振興課 P38~39
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費（補助）	240,283	▲ 21,104	219,179	▲ 17,598	0	▲ 12,200	0	8,694	●事業の背景・目的等 幹線道路の整備を行うことにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興および地域の活性化を支援する。 ●事業内容 補助事業の内示に伴う事業費の調整。 ①1級市道黒崎線他2路線 道路改良事業 ②1級市道鶴亀中央線他1路線 道路防災安全事業 ③1級市道初山中央線 交通安全施設整備事業 ④市道青嶋線（青嶋大橋）他2路線 橋梁補修事業 ⑤宮崎市道路橋定期点検 ⑥宮崎市道路トンネル定期点検	建設課 P38~39

令和5年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源						一般財源
					国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	港湾管理費	89,299	▲ 49,127	40,172	0	0	▲ 45,100	0	▲ 4,027	●事業の背景・目的等 港湾施設の維持管理・環境管理を実施するとともに、県が実施する港湾施設整備事業（地元負担金）により、港湾施設利用者の安全性・利便性の確保を図る。 ●事業内容 ①港湾施設（水銀灯・航路灯）修繕一式 1,000千円 →老朽化等による修繕箇所が増大に伴う増額 ②県営港湾整備事業負担金 △50,127千円 →県の計画変更等に伴う減額	水産課 P38～41
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	文化財保護費	8,735	▲ 1,000	7,735	0	0	0	0	▲ 1,000	●事業の背景・目的等 指定文化財の保護や活用に関し、所有者や管理者に対し文化財保存整備等事業補助金を交付する。 ●事業内容 県指定文化財「聖母宮西門」の劣化により改修を予定していたが、設計等において県との協議を重ねてきた結果、年度内の改修が困難となったため現計予算を減額する。 ○指定文化財保護管理補助金 △1,000千円	社会教育課 P44～45
10 災害復旧費 1 農林水産施設災害復旧費 1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	94,322	2,190	96,512	0	0	0	0	2,190	●事業の背景・目的等 R5年9月17日発生した豪雨により被災した箇所の復旧を実施する。 ●事業内容 ・崩土除去等小修繕 20箇所	農林課 P46～47
10 災害復旧費 2 公共土木施設災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災補助）	25,700	16,500	42,200	13,200	0	3,300	0	0	●事業の背景・目的等 R5年9月17日発生した豪雨により被災した箇所の復旧を実施する。 ●事業内容 ・復旧工事 ①道路災害3箇所（市道：岳ノ尾線、藤山鳥山線、寺頭中砂1号線）	建設課 P46～47
	公共土木施設災害復旧事業費（現年災単独）	11,576	9,300	20,876	0	0	9,300	0	0	●事業の背景・目的等 R5年9月17日発生した豪雨により被災した箇所の復旧を実施する。 ●事業内容 ・復旧工事、その他（崩土除去等） ①道路災害3箇所（市道：前田線、深江二亦線、米村線） ②崩土除去2箇所 ③伐採除却3箇所	建設課 P46～47

令和5年度12月補正予算の主要事業

■ 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	一般管理費	11,613	242	11,855					242	<p>●事業の背景・目的等 子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の保険税免税措置の施行に向けたシステム改修を実施する。</p> <p>●事業内容 産前産後保険税の軽減対応に伴うシステム改修負担金</p>	保険課 P10～11
2 保険給付費 2 高額療養費 1 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費	346,000	34,900	380,900		34,900 普通交付金			0	<p>●事業の背景・目的等 医療水準の向上に伴い難病等に対する治療方法等が発達する一方、その医療費が高額化する傾向がみられるため、高額療養制度により被保険者の一部負担金の軽減を図る。</p> <p>●事業内容 新型コロナウイルス感染症拡大を懸念した医療機関への受診控えが緩和されたことで、医療受診の機会が増え医療給付費も増加傾向にあるため、高額療養費の5年度実績を基に推計し、その不足する額を追加計上する。 ○一般被保険者高額療養費の増額</p>	保険課 P10～11

■ 後期高齢者医療事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	390,357	6,800	397,157					6,800	<p>●事業の背景・目的等 後期高齢者医療制度の運営は長崎県後期高齢者医療広域連合が行っており、運営に係る負担金として徴収した保険料を納付する。</p> <p>●事業内容 団塊世代の後期高齢者医療への移行による被保険者の増加や保険料収納率の向上により、収納額が増額となる見込みのため令和5年度の実績に基づいて、その不足する額を追加計上する。 ○後期高齢者医療保険料負担金の増額</p>	保険課 P10～11

令和5年度12月補正予算の主要事業

■ 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費 (保険事業勘定)	一般管理費	7,155	297	7,452	148 介護保険事業 費補助金				149	●事業の背景・目的等 介護保険制度の改正（3年に1回）に伴い、基幹系情報システムの改修を行う必要がある。 ●事業内容 システム改修負担金	保険課 P10～11
1 総務費 3 認定調査会費 2 認定調査費 (保険事業勘定)	認定調査費	28,165	4,400	32,565					4,400	●事業の背景・目的等 介護保険制度の改正（3年に1回）に伴い、介護保険認定事務システムの改修を行う必要がある。 ●事業内容 システム改修業務委託一式	保険課 P10～11
1 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費 (介護サービス事業勘定)	一般管理費	1,841	773	2,614					773	●事業の背景・目的等 介護保険制度の改正（3年に1回）に伴い、地域包括支援システムの改修を行う必要がある。 ●事業内容 システム改修負担金	保険課 P24～25

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
7	土木費	急傾斜地崩壊対策事業	45,000	R6.7.30	急傾斜地崩壊対策事業(2地区)について、用地交渉において一部の地権者が宅地造成を計画されていたことから境界確定までに日数を要したこと、また現地測量の実施にあたり土地の立入許可にかかる地権者との連絡・調整に日数を要したことから、標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施行が必要となる。
10	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	75,000	R7.3.31	令和5年10～11月に査定決定を受けた農地16地区及び農業用施設5地区について、次期水稲作付けなどの営農状況等の調整により不測の日数を要する地区があることから、標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施行が必要となる。
		2 公共土木施設災害復旧費	公共土木災害復旧事業費（現年災補助）	6,000	R6.5.30
	5,000			R6.5.30	市道中原2号線 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和5年9月末となり、標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施工が必要となる。
	5,000			R6.5.30	市道地蔵ノ坂線 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和5年9月末となり、標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施工が必要となる。
	9,500			R6.6.30	市道深江叶線 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和5年9月末となり、標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施工が必要となる。
	8,000			R6.7.30	市道岳ノ尾線 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和5年11月末となり、標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施工が必要となる。
	3,500			R6.6.30	市道藤山鳥山線 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和5年11月末となり、標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施工が必要となる。
	5,000			R6.7.30	市道寺頭中砂1号線 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和5年11月末となり、標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施工が必要となる。
	2,000			R6.4.30	牛方触里道 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施行が必要となる。
	1,000	R6.4.30	市道石室1号線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施行が必要となる。		

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木災害復旧事業費（現年災単独）	2,000	R6.4.30	東触里道 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施行が必要となる。
			1,500	R6.4.30	2級市道前田線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施行が必要となる。
			4,000	R6.5.30	1級市道深江二亦線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施行が必要となる。
			2,500	R6.5.30	市道米村線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となったため年度を跨いでの施行が必要となる。
合 計			175,000		

資料 3

令和5年吉岐市議会定例会 12月会議

議案第71号関係資料

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業 (電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金)

< 吉崎市公共交通事業継続緊急支援事業 >

■概要：燃料費高騰の長期化による経費増加の影響を受けながらも、市民の日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして事業を継続している公共交通事業者に対し、支援金を支給する。

■対象事業者：

- (1) 吉岐交通株式会社
- (2) 吉岐市内タクシー事業者
- (3) 吉岐・対馬フェリー株式会社

■支援金の額

- (1) 吉岐交通株式会社
100,000 円×19 台=1,900,000 円
- (2) 吉岐市内タクシー事業者
20,000 円×38 台= 760,000 円
- (3) 吉岐・対馬フェリー株式会社
2,175,000 円× 1 隻=2,175,000 円

■補正予算額：4,835,000 円（支援金 4,835,000 円）

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業 (電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金)

< 吉崎市生活物資等運送支援事業 >

■概 要：市内の貨物運送事業者等は、市民生活に欠かすことのできない生活物資の輸送など、重要な役割を担っているが、長引く燃料価格等の高止まりにより、経営が厳しい状況であるため補助金を支給する。なお、補助金は対象車両等の保有数によって支給する。

- 対象事業者：補助金の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 吉崎市内に本社又は支店を有し、吉崎市内で貨物自動車運送事業、自動車運転代行業のいずれかを営業している事業者。
 - (2) 上記事業を引き続き実施する意思がある事業者。
 - (3) 国または地方公共団体が株式の多数を保有しない事業者。
 - (4) 申請時点で市税の滞納がない事業者。

(貨物運送事業者・自動車運転代行業者)

- 対象車両：貨物運送事業者又は自動車運転代行業者が使用する車両のうち、次の要件のいずれにも該当する車両とする。
- (1) 令和5年12月1日時点で事業用として使用(稼働)しており、申請日以降も継続して使用(稼働)する車両。
 - (2) 自動車検査証の使用者住所が吉崎市内である車両。
 - (3) 貨物運送事業者にあつては、用途が貨物である車両。自動車運転代行業者にあつては、随伴用自動車。
 - (4) 道路運送車両法による普通自動車、小型自動車、軽自動車(霊きゅう車及び2輪車は除く)。但し、貨物自動車にあつては、長崎の緑・黒ナンバーに限る。
 - (5) 自動車検査証の有効期間の満了する日が申請日時点で有効である車両。

■補助金の額

○貨物運送事業者

- (1) 普通自動車・けん引自動車：1台あたり40,000円
- (2) 小型自動車：1台あたり20,000円
- (3) 軽自動車：1台あたり10,000円

○自動車運転代行業者

- (1) 伴走自動車：1台あたり10,000円

■補正予算額：6,510,000 円（補助金 6,500,000 円、事務費 10,000 円）

■申請期間：令和 6 年 2 月 29 日(木)まで

■申請方法：必要書類を商工振興課へ持参又は郵送にて提出

《参考》

- 貨物運送事業者の対象車両の種別は、道路運送車両に関する法律で以下に区分される自動車とする。

種 別	車両の大きさ等
普通自動車	総排気量が 2,000 cc を超え、大型・小型特殊自動車以外の自動車
小型自動車	総排気量が 2,000 cc 以下で、大きさが長さ 3.4m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下の自動車
軽自動車	総排気量が 660 cc 以下で、大きさが長さ 3.4m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下の自動車

※けん引自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省省令第 67 号）に定められた自動車とする。